

公益社団法人 東広島市シルバー人材センター

会員就業規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人東広島市シルバー人材センター（以下「センター」という。）がその設立の目的を達成するため、正会員の就業に関する事項を定めるものである。

(努力義務)

第2条 センターは、相互共助団体であって、正会員は互いの経験、能力及び人格を尊重し、協力し合って正会員自身の創意性を発揮しながら働く機会を拡げ、その健康と福祉を増進するとともに、センターの発展に寄与するものとする。

(処遇の平等原則)

第3条 正会員は、その信条・社会的地位・門地・性別・宗教・経歴・国籍などにより就業などの面で差別的取扱いを受けることはない。

第2章 就 業

(仕事の受注)

第4条 センターにおける仕事の受注は、センターが一括して発注者から受けその交渉に当たるものとし、正会員は発注者と受注又は作業条件などにつき、直接の当事者にならない。

(仕事の割当て)

第5条 センターは、受注した仕事について、正会員の希望を配慮し、あらかじめ就業場所、就業時間、就業期間、仕事の内容など就業条件及び配分金などを明示し、本人合意の上割り当てるものとし、この決定事項を文書に記録するものとする。また、センターは、正会員の就業に対し、適切な助言をするものとする。

2 会員は、就業報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事した上、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終了又は就業報告書締切期日後、速やかにセンターに提出しなければならない。

(就業時間)

第6条 就業時間は、正会員の健康保持のため、原則として1日7時間を上まわらないものとする。

(配分金)

第7条 センターは、就業した正会員に対し、別に定める規程により配分金を支払う。

(就業上の留意事項)

第8条 正会員は、就業にあたり相互に次の点に留意しなければならない。

1 センターから提供された仕事について、誠実に履行するよう努めること。

- 2 第2条に定める努力義務を尊重してお互いに仲よく協力して働くこと。
- 3 やむを得ない事情で約束の仕事に従事できない場合は、事前に届け出ること。
- 4 就業上知り得た業務上の秘密事項及び発注者の不利益になることは、他にもらさないこと。
- 5 就業にあたっては、安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。
- 6 就業に先立ち仕事の契約内容を十分把握し、契約以外の作業に従事してはならない。

第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第9条 正会員が共同作業を必要とする場合は、以上の就業に関する定めに加えて次の点に留意すること。

- 1 就業正会員は、その中から班長・世話人（以下「班長等」という。）を互選する。班長等は就業正会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休憩時間、正会員相互の連携及び発注者との打合せなどにつき、センターに協力すること。
- 2 就業正会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- 3 就業正会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう共同責任分担の精神をもって努力すること。
- 4 就業正会員が就業中けがをし、または病気にかかったときには、もしくは、第13条に相当する事故が発生する等の不測の事態が発生したときには、共同作業中の正会員は、直ちに班長等及びセンターまたは発注者に連絡するなど、応急の処置をとるようにすること。

第4章 安全衛生

(センターの措置義務)

第10条 センターは、正会員の就業にあたり、その安全及び衛生の面で常に配慮し、業務災害の防止に努めるものとする。

(健康診査)

第11条 センターは、必要に応じ、正会員の健康診査を行うものとする。

- 2 健康診査の結果、特に必要がある場合センターは、その正会員に対し就業を一定期間禁止し、または就業時間・職種の変更等をさせることができる。

第5章 災害補償及び福利厚生措置

(傷害保険)

第12条 センターは、正会員のために傷害保険に加入し、正会員は就業中などにおける死傷病については、『傷害保険』約款の定めるところにより、補償されるものとする。

- 2 被傷害正会員、共同作業中の正会員又は正会員の家族は、事故後、延滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従うこと。

3 会員は傷害保険料のうち、年間一人当たり1,000円の負担をするものとする。

(損害保険)

第13条 正会員が就業中、発注者又は第三者の身体もしくは財物に損害を与えたときは、『損害保険』約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。

2 正会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したときなど『損害保険』で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

(福利厚生措置)

第14条 センターは、正会員の健康と福祉並びにその生活感の充実のための福祉的措置を行うよう努めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、広島県知事の設立許可を得た日から施行する。
- 2 この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。
- 3 この規約の一部改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 4 この規約の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。